

第8回 鶴川西地区小学校新たな学校づくり基本計画推進協議会 議事要旨

開催日時	2024年12月23日（月） 9：30～10：50	
開催場所	町田市立鶴川第三小学校 視聴覚室（ウェブ会議併用）	
出席者 （敬称略）	委員	岩永委員、小池委員、近藤委員、沼尻委員、功刀委員、大隅委員、田中委員、仲村委員、浅沼委員、◎鰐坂委員、○悴田委員（◎会長 ○副会長）
	事務局	指導課、教育総務課、新たな学校づくり推進課、施設課、学務課、保健給食課、教育センター、児童青少年課
傍聴者	1名	

議事内容（敬称略）

1 第7回推進協議会の振り返りについて

新たな学校推進課 （資料1 説明）

2 報告事項

（1）通学の安全対策について

学務課 （資料2－1 説明）

委員 鶴川交番前の横断歩道を通らないとすると、消防署の方から来る児童が、鶴川団地中央の交差点を渡って、鶴川交番の前に行かないといけいないので、鶴川いちょう通りも通学路として使えるようにしてほしい。

学務課 今回は、通学路として鶴川団地中央の交差点を通る経路で提案した。そのようなご意見があれば通学路として使うようにするか検討したい。

委員 複数のバス停から乗車しても良いという話だったが、日本スポーツ振興センターによる補償制度では、通学路として認められているところで事故があった場合、補償の対象になると聞いているが合っているか。

学務課 通学経路であれば補償対象になる。

委員 でも、複数のバス停を使うとした場合、それは通常の通学路として認めてもらえるのか。

学務課 どのような経路で帰るかを事前に学校に報告すれば大丈夫なのか再度確認しておく。

委員 バスの経路は、どこのバス停で乗ってもいいと話があった。

スポーツ振興センターの補償だと、通常の通学経路として、学校長の判断で認められれば補償されるということだが、それは市でオーケーだとしたら、校長先生もオーケーという話なのか。

副会長 通学路の指定としては、色々なバス停から乗っていいということは無く、経路を決めて乗ってもらう。学校としては、その日によって、違う方法や道で通学すると、安全確認ができない。自宅からどのバス停を使うかという選択権は家庭にあるが、通学路としては決めてもらう。

- 委員 通学距離が1.5キロ以下の場合、小児用PASMOを使ってバス通学ができるが、今日は雨だから、今日は暑いからという理由で、実費でバスに乗ることは可能か。
- 副会長 それぞれ家庭の判断になる。
- 委員 それもスポーツ振興センターの補償の範囲内か。
- 副会長 保護者の判断で今日はこっちのバス停を使うことを学校に連絡すれば、学校では今日はいつもと違うルートで通学するんだなと理解できるが、学校に届け出ている通学路と違うルートで通学する場合は、保護者の判断として責任も保護者になるので補償の対象にはならないのではないか。
- 委員 例えば、行きはバスに乗り、帰りは友達と一緒に歩いて帰る場合はどうなるのか。
- 副会長 それを通学路として申告して、学校がちゃんと把握しているのであれば、補償の対象になると思う。
- 委員 バスと歩き、両方で申告していれば、対象になるということか。
- 副会長 必ず歩くのであれば。
- 委員 朝はバスに乗るが、帰りは友達と歩く、明日はバスで帰るなど、子どもによっていろいろあると思うが。
- 副会長 それは、帰りに歩くことがあるという事が、学校から認められていれば良いかもしれないが、その日の気分で変えるのは、学校として、通学路を歩いていないという判断になる。
- 委員 バス通学だと行きも帰りもバスで通学するということか。
- 副会長 そのとおり。
- 副会長 帰りはバスに乗らない日は事前に学校に言っておかないと、万が一迷子になった際、バスに乗車していると思い、学校は探す。
- 委員 バスに乗り遅れた場合はどうなるのか。
- 会長 乗り遅れた場合は例外として対応できるよう、学校で判断する。
- 副会長 学校は、地図に自宅から学校までのルートを書いてもらい提出してもらう。そして、自宅から、主な通学路にはできるだけ早く出るように指導する。
- 要するに、届出るときに、雨のときはバスを使うなどを学校に届け出れば補償の対象になる。
- 委員 鶴川第四小学校の坂の上の、国土舘大学前のバス停の辺りの道路を通学に利用できると良い。
- 委員 鶴川交番前の横断歩道を渡らないようにするという案内だったが、現時点で鶴川四小学区から鶴川三小に通学している子が既に使っている。新校が開校した際にこの道は通学路ではないというルールにすると新しいルールになるので案内が難しい。通学路にしたままにはならないのか。
- 学務課 信号がない横断歩道のため、保護者などから心配の声があるが、現状も使っているということであれば、新校になった際も引き続き使用していけるように通学路として対応したい。
- 委員 交番前の横断歩道をよく見ているが、たくさん使っている児童がいる。あの横断

歩道は、登下校で今まで何の問題も起きていない。

委員

学校の通学路点検で今の場所を見た。保護者からは危ないので信号を設置してみてもどうかという意見があったので相談した。警察からは、信号機同士の距離が短いと、黄色信号でスピードを出すこともあるということだった。今までも子どもたちは通っている横断歩道なので、そこはご家庭や学校からの交通安全指導をして、信号をつけず、右、左を確認して横断歩道を渡ることが一番の安全対策であると言っていた。

警察は、「横断注意」と書かれた大きな看板をつけるなど対応を検討すると話しをしていた。子どもたちは放課後やいろいろな遊びとかに向かう際に横断歩道を渡るのには慣れていると思う。家庭や学校の交通安全指導で注意をしていけたらと思う。

あと、保護者としては、学校から家に帰るまで安全であってほしいというのが一番願っていること。先ほどいろいろ補償の範囲などを言っているが、子どもなので、一応通学路を通っているが、どうしても友達と一緒に帰るとなれば、違うルートを通ってしまう可能性もある。家庭での交通安全指導で真っすぐ帰る指導をするのだが、できれば、学校から家に帰るまでの間、補償的なものを考えてほしい。

委員

鶴川いちょう通りを通学路にするよりも、商店街の道を通る方がいいと思う。鶴川いちょう通りは自転車で中高生が自転車を通ったりしており、スピードを出してくる。そのため、事務局の原案の方がいいと思う。

学務課

今いただいた意見を踏まえ、次回の推進協議会で通学路案を提示する。

委員

バスの通学について、入谷戸・真光寺・真光寺公園・真光寺緑地入口・真光寺会館入口の辺りに住んでいる子どもは、真光寺公園から鶴川駅へ行くルートや若葉台駅から鶴川駅へ行くルートを、そのときの時間に応じて使い分けということが発生すると思う。そういう複数ルートを通学路として使用することに対してどういうふうに考えているのか。バス定期を両方のルート分購入すること考えられると思う。

学務課

バス定期を両方購入する場合、学校への届出や補償との関係も影響するので校長と確認させてほしい。次回の場で回答したい。

（２）通学の負担軽減について

新たな学校推進課 （資料２－２説明）

委員

乗り方教室で、乗り遅れた場合や乗り過ごした場合、バスの中に忘れ物をした場合、そういった場合の対処方法を教えて欲しい。

新たな学校推進課 乗り方教室の内容を(株)神奈川中央交通と相談する。その際に、要望を伝える。

（３）学童・まちともにについて

児童青少年課

（資料２－３説明）

委員

まちともにについて、来年早々に鶴川三小まちとも運営協議会と鶴川四小まちとも運営協議会の両方で調整を始める。

今まで鶴川三小も鶴川四小もまちともの活動場所が１階だったが、統合時は２階

になるので上履きをどうするかなど両協議会で合わせていく必要がある。

児童青少年課 児童青少年課の職員や子どもセンターつるっこの担当者がまちとも運営協議会同士の打合せに入らせてもらう。

別の学校の運用方法などを伝えながら、進めていけるように努めていく。

（４）仮校舎の施設整備について

施設課 （資料２－４説明）

委員 ＰＴＡで使える部屋はあるか。

会長 まだどの部屋が使えるか検討中。空いている教室はあると思う。

委員 新しい教室を整備すると同時に、安全の意味で日常の点検をしてほしい。

施設課 日常的な点検もしていく。建物は見えないところもあるので、しっかりと確認し、今後の整備工事を進めていく。

委員 ６月上旬から３月上旬まで、足場を組んだままか。

施設課 資料で示した工事範囲に足場を建てた後、施工業者と共に壁面の詳細な調査をする。設計上、足場をかけ、壁面にひびや浮きがどれだけあるかを調査していく。そのため、その時にならないと足場を組む時期は決まらない。

会長 車の出入りは、校舎の裏でしか考えていなかったが、校庭側もあり得るか。

施設課 足場の材料を搬入・搬出する場合は、正門側から入れることも検討している。

会長 作業員の休む場所は仮設で造るのか。教室は工事するので使えないと思うので、どここのあたりに造る想定か。

施設課 仮設のプレハブを建てるかどうか、設計をしている最中。候補箇所として、校舎の北側の駐車場あたりで検討している。実際にプレハブを建てるとなると、工事がまた発生するので、可能性として、工事の対象になっている教室を休憩場所として使うやり方もあり得る。

副会長 足場を組んだときの幕について、通気性はあるのか。

施設課 足場をかけるときの幕については、メッシュ素材のため通気性はある。危険物が落下する可能性や作業中にコンクリートの剥がれが落ちてしまうなどが想定されるので幕をつける。今回は夏休みをメインでやろうと考えているが、その幕がどの段階で外れるかは今は言えないが、足場と同様に早く撤去できるのであれば早く撤去したい。

（５）新校舎の施設整備について

施設課 （資料２－５説明）

委員 2036年度以降、鶴川中央小の屋内プールを他校と共用開始予定ということで、他校というのはどの学校か。

施設課 鶴川二中の生徒が鶴川中央小のプールを共用で使う想定でいる。

委員 中学校と共用するときのプールの深さはどうするのか。

施設課 プールの水深は、基本的に中学校の深さで110センチあれば授業できる。ただ、

その水深に合わせると、小学生の低学年が70～80センチの水深でプールの授業をしているので、プールの水位を調整できるような設計を進めていく。

- 施設課 (資料2-6説明)
- 委員 設計の業務期間・内容が2026年3月までだが、監理は、新しい契約になるのか。
- 施設課 工事の設計監理は、別の業務になる。
- 委員 隈研吾設計事務所で建てられた建物で、木の関係で外の劣化が激しいことを聞く。技術が進んだと思うが、しっかりした校舎を建ててほしい。
- 施設課 実際に木を使用する技術はいろいろと進化している。
- 隈研吾事務所 外部に木を使うことに関しては、社内でも話し合いをしている。今回、木を外部に使うかどうかはまだ決まっていない。木を使う場合は、塗装の技術も、数年間でとても進化しているので、反映できている。日常的なメンテナンスによって長期間でも使えることもわかっている。メンテナンスでコストがかかると、違う問題が発生するので、進め方を町田市と協議しながらやっていきたいと考えている。
- 委員 メンテナンスのコストは問題。例えば隈研吾事務所が造った市役所の建物で腐食した問題等がある。現在までの木造建築の技術では、いかに防水処理をしても、その外側に金属、またはセラミック等の外皮を使わないと、木材に注入した薬剤での防水は100%ではない。そういうところはきちんと対応できるような設計をしてほしい。
- 隈研吾事務所 小学校の校舎に木を使うことに関して、使う場所を適切に選ぶ。町田市と協議して、納得した場所にしか使わない予定。
- 施設課 実際に木をどの位置に使うとか、木を張るとか、基本的には、自治体の職員が話し合う。メンテナンスするのは市になる。そのため、メンテナンスを考えながら設計をしていく必要があると考えている。
- 委員 委員の私たちにも分かるような模型は作ってくれるのか。
- 施設課 最終的に出来上がる校舎の模型は、作成するので見せることは可能。
- 委員 敷地のどの位置に校舎を建設するのか興味がある。工事が始まる前に、近隣への説明会を開催して欲しい。
- 施設課 工事が始まる前には、必ず説明会を行う。実際の配置案については、またこの場を借りて説明をする。

(6) 歴史の継承

- 新たな学校推進課 (資料2-7説明)
- 委員 学校の周年記念誌は各校の歴史がよくわかる。周年記念誌をPDF化して記録として保存しておいてほしい。
- もう一つ、物品を残すのはデジタル保存で良いと思うが、鶴川三小の展覧会では地元の人たちの展示物があった。このような文化は残してほしいと思っている。

会長

（閉会のあいさつ）